

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社共成レンテムと称し、英文では KYOSEI RENTEMU CO., Ltd と記載する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建設用機械器具類の賃貸、販売、修理および輸出入。
2. 農業用機械器具類の賃貸、販売、修理および輸出入。
3. 日用品雑貨の賃貸、販売、修理および輸出入。
4. 自動車類の賃貸、販売、修理および輸出入。
5. 建設工事用資材の販売および輸出入。
6. 建設工事業および土木工事業。
7. とび、土工工事業および舗装工事業。
8. 損害保険代理業務および生命保険の募集に関する業務。
9. 自動車賠償責任保険代理業。
10. 農作業の請負業。
11. 広告代理業。
12. 軽油などの石油製品供給業。
13. 催し物の企画、設営および運営。
14. 不動産の売買、賃貸、賃貸仲介、斡旋および管理。
15. 屋外広告物、展示、室内装飾等の設計管理施工。
16. 鉱物資源の探査、探鉱および試掘、採掘ならびに販売。
17. 岩石の採取、破碎および販売。
18. 砂利の採取および販売。
19. 介護用品・用具・材料の賃貸および販売。
20. 通信機器類の賃貸、販売、修理および輸出入。
21. 古物売買業。
22. 医療機器類の賃貸および販売。
23. 倉庫業、陸運業および貨物運送取扱業。
24. 労働者派遣事業。
25. 農産物の生産、加工および販売。
26. 上記各号に付帯関連する一切の業務。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を北海道帯広市におく。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告により公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、32,400,000株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引

等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を当会社に対し売渡すことを請求(以下「買増し」という。)することができる。

2. 買増しをすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規程による。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人をおく。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し公告する。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告のうえ、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができます。

第 3 章 株 主 総 会

(招集時期)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了の日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し議長となる。

2. 社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

3. 議長は総会の秩序を維持するため必要な命令を発し、これに従わない者に対しては会場から退去させることができる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告書、計算書類および連結決算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところ

ろに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から 10 年間本店に備えおき、その写しを 5 年間支店に備えおく。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 19 条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数および選任方法)

第 20 条 当会社の取締役は、15 名以内とし、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(累積投票の排除)

第 21 条 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の解任)

第 22 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(取締役の任期)

第 23 条 取締役の任期は、その選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、その他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会規程)

第 24 条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(役付取締役)

第 25 条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から、社長 1 名を選定し、必要に応じて会長 1 名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第 26 条 社長は当会社を代表し、当会社の業務を統轄する。

2. 取締役会は、その決議によって、会長、副社長、専務取締役および常務取締役の中から当会社を代表すべき取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 27 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し議長となる。ただし会長が選定されている場合は、会長が招集し社長が議長となる。会長または社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集手続)

第 28 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前に各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

(取締役会の決議)

第 29 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的方法により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 30 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

2. 取締役会の議事録は、決議の日から 10 年間本店に備えおく。

(取締役の報酬等)

第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める条件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 33 条 当会社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数および選任方法)

第 34 条 当会社の監査役は、4 名以内とし、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 35 条 監査役の任期は、その選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会規程)

第36条 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。

(監査役会の招集)

第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(常勤の監査役)

第39条 監査役は、監査役の中から、常勤の監査役を選定する。

(監査役会の議事録)

第40条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役の報酬等)

第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第42条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度額として免除することができる。

2. 当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第43条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第44条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第46条 会計監査人の報酬等は代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第47条 当会社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第48条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金ならびに中間配当金)

- 第49条 当会社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払うものとする。
2. 当会社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。
3. 前項の中間配当金の有無、金額その他必要な一切の事項は、前項に掲げる日以後3カ月以内に取締役会で定めるものとする。

(除斥期間)

- 第50条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

附則

- 第1条 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。
- 第2条 当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるものほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
- 第3条 本附則第1条、第2条および本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。

昭和 38 年 10 月 25 日	制定
昭和 46 年 9 月 30 日	改定
昭和 50 年 3 月 27 日	改定
昭和 55 年 6 月 25 日	改定
昭和 57 年 1 月 12 日	改定
昭和 57 年 4 月 13 日	改定
昭和 58 年 3 月 19 日	改定
昭和 61 年 6 月 10 日	改定
昭和 63 年 4 月 25 日	改定
昭和 63 年 9 月 21 日	改定
昭和 63 年 11 月 25 日	改定
平成 元 年 3 月 6 日	改定
平成 2 年 6 月 23 日	改定
平成 2 年 9 月 28 日	改定
平成 3 年 9 月 26 日	改定
平成 6 年 9 月 27 日	改定
平成 9 年 9 月 24 日	改定
平成 10 年 2 月 26 日	改定
平成 10 年 6 月 26 日	改定
平成 12 年 6 月 29 日	改定
平成 14 年 6 月 18 日	改定
平成 15 年 6 月 18 日	改定
平成 16 年 6 月 18 日	改定
平成 17 年 6 月 28 日	改定
平成 18 年 6 月 16 日	改定
平成 19 年 6 月 28 日	改定
平成 21 年 6 月 23 日	改定